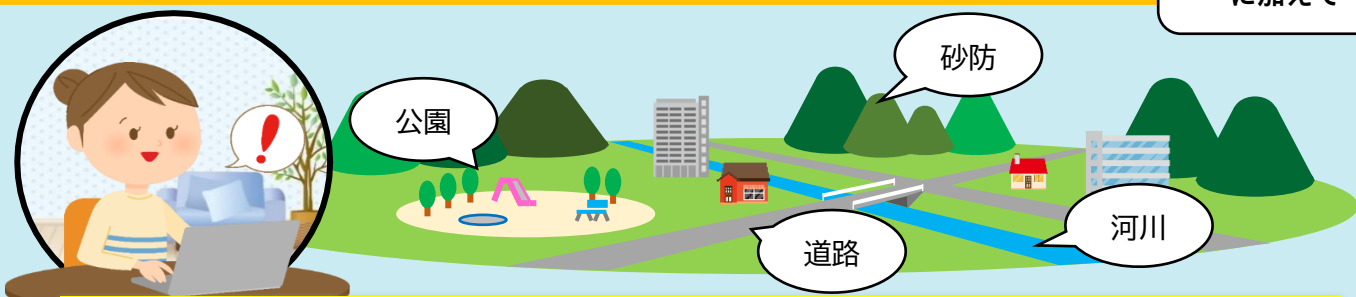


「徳島県土木施設占用等申請システム」運用開始！

「河川占用申請」「砂防占用申請」「公園占用申請」が
令和7年4月15日より**オンライン**で行えます！

「道路占用申請」
「道路台帳閲覧」
に加えて



**申請窓口に行かなくても、パソコンがあれば
いつでも、どこでも、簡単に手続きができる！**

徳島県では、各種手続きを「いつでも」「どこでも」「簡単」ものとするため、オンライン化を進めています。この一環として、道路占用管理システム（R5.10～）に続き、
✨「河川・砂防・公園」✨に関する占用等手続きについても「オンライン」で開始します。

URLはこちら

⇒<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/doro/7301606>

※徳島県ホームページにて、キーワード検索してください。

河川占用申請・変更・廃止 など

- ・河川法第24条、第26条、第27条、第55条乙の4、乙の5に関する手続き
- ・システム上で河川名や管理庁舎を確認可能
- ・更新や変更、廃止等も利用可能

砂防指定地占用申請・変更・廃止 など

- ・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域における「砂防設備占用申請」及び「行為の許可申請」
- ・システム上で砂防指定地等や管理庁舎を確認可能
- ・更新や変更申請、各種届出も利用可能

公園占用申請（変更）、行為許可申請（変更）など

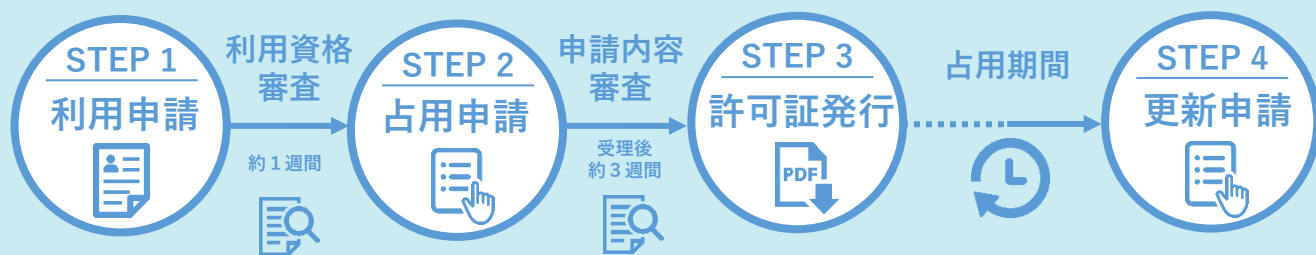
- ・県管理都市公園における「占用申請」（都市公園法第6条）及び「行為の許可申請」（都市公園条例第4条）
- ・システム上で対象公園を選択、入力項目を記入、平面図等を添付してデジタル申請
- ・変更申請や廃止届も利用可能

道路占用申請、道路台帳閲覧

「道路占用申請」及び「デジタル道路台帳の閲覧」はすでに
オンラインで利用可能です！（令和5年10月23日運用開始）

裏面も
ご覧ください

徳島県土木施設占用等申請システムご利用の流れ



ログイン画面からユーザー登録を行います。
※個人の方は、**運転免許等の本人確認書類**、
法人の場合は、**登記簿等の添付**が必要です。
カメラ撮影やスキャン等でご用意ください。

必要な申請を選択し、案内に従い占用物件の場所や
種別、数量などを入力し、また位置図等を作成して、
占用申請をします。
※新規申請の場合は、事前協議について、
申請先の庁舎に確認してください。
※申請に際しては、**各種法令等を遵守**してください。

審査終了後、システム上で許可証が発行されます。
お知らせメールが届くので、「占用申請一覧」から
許可証（許可書）（PDFファイル）をダウンロード
します。
※公印に相当する電子署名が付与されています。

占用許可の期限が近付くと、メールが届きます。
メニューから「更新申請」や「廃止届」など、
必要な手続きの入力を行います。



お問い合わせ先



徳島県 県土整備部

システム全般
利用申請 に関すること

(道路) 高規格道路課 088-621-2547 (河川) 河川政策課 088-621-2571
(砂防) 砂防防災課 088-621-2541 (公園) 都市計画課 088-621-2568

占用申請
審査 に関すること

申請先の各庁舎（※下記一覧を参照）

<徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、北島町、藍住町>
徳島庁舎 088-653-8817(道路)、8847(河川、砂防)、8838(公園)
<鳴門市、松茂町、板野町>
鳴門総合S C 088-684-4582(道路)、4581(河川、砂防)、4584(公園)
<吉野川市、阿波市、石井町、上板町>
吉野川庁舎 0883-26-3731(道路)、3729(河川、砂防)
<阿南市>
阿南庁舎 0884-24-4236(道路)、4234(河川、砂防)、4231(公園)

<那賀町>
那賀庁舎 0884-62-0106(道路)、0106(河川、砂防)
<牟岐町、美波町、海陽町>
美波庁舎 0884-74-7410(道路)、7461(河川、砂防)
<三好市、東みよし町>
三好庁舎 0883-76-0619(道路)、0617(河川、砂防)
<美馬市、つるぎ町>
美馬庁舎 0883-53-2232(道路)、2231(河川、砂防)